

土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

- 第3条** 当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第5条** 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点状型の場合、点状する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
- なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

- 第6条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）」に係

る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第10条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用工事【受注者希望型】）

第11条 本工事は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図り、受発注者の生産性向上を目的とした「CIM 活用工事（受注者希望型）」の対象工事であり、別に定める「CIM 活用工事試行要領」を適用する。

CIM活用工事試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7302939/>

（週休2日確保工事）

- 第12条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（暫定単価方式の試行）

- 第13条 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。
- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
- 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

（交通誘導警備員の配置に関する取扱い）

- 第14条 交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の配置については、円滑な道路交通と安全を確保するため、警備業者の警備員を活用することを原則とするが、警備員が確保できない場合に限り「自家警備」を行うことができるものとする。

なお、自家警備とは、工事等を受注した建設業者が、当該施工現場において自社の従業員及び役員等が交通誘導警備に従事することをいう。

- 2 自家警備従事者の資格要件については、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）のうち2年以内に法定教育を受講した者、または徳島県が実施する安全教育講習会を受講した者とする。ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導警備に必要な人員は全て同一の建設業者（元請業者に限る）とする。

自家警備従事者の資格要件

	原則 警備業者の警備員	自家警備が可能	
		警備業者の警備員が 配置困難な場合	災害対応など 緊急を要する場合
- 公安委員会の指定区間 - 高速自動車道路 自動車専用道路	- 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、検定合格警備員を1人以上配置 - 同一の警備業者の警備員	「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要	- 県監督員がやむを得ない理由があると認めた場合 - 建設業者の従業員等でいずれかに該当する者等 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者
上記以外の交通頻繁な現道 (道路交通センサ 交通量4,000台/ 日以上区間)	- 工事ごとに、検定合格警備員を1人以上配置 - 同一の警備業者の警備員	- 建設業者の従業員等で次に該当する者 ①検定合格者のみ	
その他の道路	警備業者の警備員	「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要 - 建設業者の従業員等でいずれかに該当する者 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者	

資 格	資 格 要 件
①交通誘導警備検定合格者 (1級及び2級)	警備業法第23条第1項に定める検定(交通誘導警備)に合格した者のうち、2年以内に法定教育を受講した者
②交通誘導警備に関し専門的な知識及び技能を有する者	徳島県が実施する安全教育講習を過去2年以内に受講した者

3 自家警備を実施しようとする場合は、受注者は、「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を発注者に電子メールにより送付し確認すること。

なお、警備業協会の確認については、配置予定日から確認期間を考慮し、適切に行うこと。

4 自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制の確保等から総合的に判断することとする。

5 自家警備の実績報告について、受注者は、自家警備従事者を配置した実績を作業日報と配置状況写真等により整理するとともに、「交通誘導警備員勤務実績報告書」と併せて報告するものとする。実績報告書への記載については、「交通誘導警備員B」の欄に集計し、「主な作業工種」の欄に、作業工種とともに「自家警備」の旨を記載すること。

なお、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

6 自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員B」とする。

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

第15条 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏ま

えて変更契約を行うことができるものとする。

営 繕 費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：14.93%

2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.13%

- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第16条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 本工事における機器の仕様については、次頁以降に示す「機器仕様書 対向車検知表示システム」のとおりとする。

- 2 本工事で撤去した機器の取り扱いについては監督員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約の対象とする。

機 器 仕 様 書

対向車検知表示システム

1 適用範囲

本仕様書は、進入車両を車両センサーにて検知し、車両種別を２段階にて検出するとともに対向側ＬＥＤ式表示板に対向車接近の表示することにより、対向車両に注意喚起を行う対向車検知表示システムに適用するものとする

2 適合基準

関係法令及び技術基準等の規定に定めのあるものは準ずるものとする

3 関連規格

風向風速計及び使用する機器材料で各種の標準規格に定めのあるものは、規格合格品を使用するものとする

(１) 土木工事共通仕様書（及び特記仕様書）

(２) 日本産業規格（ＪＩＳ）

(３) その他該当する法令・規格及び基準

4 仕様概要

(１) 基本構成

１ システムあたり…ＬＥＤ表示板２基、車両検知センサー４基、中継盤２面
ＬＥＤ表示板…「対向車注意」または「大型車接近」表示を行う機器
センサー制御盤…中継盤からセンサー信号の管理を行う機器
車両検知センサー…車両検知を行う機器
中継盤…車両検知センサーを接続し、車両出入りを管理する機器

(２) 機器概要

2-1 ＬＥＤ表示板

2-1-1表示形式	2可変表示	「対向車接近」	「大型車接近」
2-1-2機器寸法	1340（H）×350（W）×220（D）mm 程度		
2-1-3発光ダイオード	超光輝度LED φ5 以上		
2-1-4文字寸法	200mm × 200mm 程度		
2-1-5 LED配列数	24 × 24ドット 以上		
2-1-6表示色	橙色 単色発光型 以上		
2-1-7表示能力	2系統信号線入力 表示切替 以上		
2-1-8電源	標準：AC100V±10%		
2-1-9設備電力	150VA以下（１受電当り）×２契約（各表示機部に受電） 表示機部にそれぞれ受電の場合は150VA以下×２契約		

(3) システム全般

- 3-1 車両センサーは車両進入側 2 基の感知時間差により区間内車両数及び大型車（7 m以上）の検出を行うものとする
- 3-2 車両センサーは車両退出側 2 基の感知時間差により区間内車両数及び大型車（7 m以上）の検出を行うものとし、表示動作を行うものとする
- 3-3 同一方向の区間内に 2 台以上の車両が進入した場合は、高速点滅表示を行うものとし、区間内車両が 1 台になった場合、通常点滅表示に戻るものとする
- 3-4 車両センサーにて車両を感知すると「対向車注意」または「大型車接近」の 2 可変点滅表示を行うものとする
- 3-5 感知された車両が大型車（7 m以上）の場合は「大型車接近」と点滅表示を行うものとする
- 3-6 車両検出中に大型車（7 m以上）が検出された場合は「大型車接近」の表示が優先されるものとする
- 3-7 L E D表示板の表示時間は、車両センサーの車両検出後、点滅表示を開始し、退出検知車両センサーによる車両退出または、設定表示時間を経過した場合消灯するものとする
- 3-8 車両センサーの車両検出待ち時間（歩行者検出排除機能）及び設定表示時間は設定変更が可能なものとする
- 3-9 車両センサーの故障・断線の検出が可能なものとし、故障時表示が行えるものとする

(4) 外観構造

- 4-1 L E D表示板は、防雨（JIS C 0920）、防塵の堅牢な構造とする
- 4-2 L E D表示板の外被鋼板は、厚さ 2.0mm のアルミ鋼板を使用するものとする
- 4-3 L E D表示板には、表示部、制御部、電源部等を内蔵するものとする
- 4-4 周囲条件の温度、湿度に対し、内部の電子回路の保護が行えるものとする
- 4-5 L E D駆動部はプリント基盤を L E Dユニットに対応させて取付け、L E Dの点灯制御を行うものとする
- 4-6 制御部はユニット形式とし、電氣的接続をマルチコネクタで行うものとする
- 4-7 L E D表示板は L E Dを表示窓前面に複合配列した構造とし、保守点検が容易に行えるものとする
- 4-8 センサー制御盤はセンサー基盤を内蔵し、外被鋼板は、厚さ 2.0mm のアルミ鋼板を使用するものとする。

5 設置方法

機器、機器収納函は、下記条件において設置するものとする

- (1) 車両センサーは平らな開けた場所を選んで、検知車両3m以内に設置するものとする
- (2) 車両センサー検知距離間は7mとし、設置高3m以上に設置するものとする
- (3) LED表示板は停車時に見易い路側式（縦型）にて設置するものとする

6 設置条件

機器は、機器収納箱に納め、下記条件において正常に動作するものとする

- (1) 温度 $-15^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$
- (2) 湿度 30%～90% （相対湿度）
- (3) 設置場所 屋外

7 検 査

機器は次の出荷検査を行い、その試験成績書を提出するものとする

- (1) 外観検査
機器材の外観及び外形寸法検査
- (2) 動作試験
各機器の動作確認、能力確認
システム全体での動作確認、能力確認